

「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）」に対する
市民意見及び市の考え方

- 1 募集期間 令和5年7月3日（月）～ 7月18日（火）
- 2 意見の件数 34件
- 3 意見提出者数 4人
- 4 内容別の意見件数

| 項目 | 件数 |
|-------------------------|-----|
| 全般 | 2件 |
| 政策目標1 自然と人が共生するまち | 18件 |
| 政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち | 3件* |
| 政策目標3 資源を大切に作る循環型のまち | 4件* |
| 政策目標4 気候変動に対応できるまち | 2件 |
| 政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち | 2件 |
| 資料編 | 3件 |
| 合計 | 34件 |

*政策目標2、3両方についての意見は、各1件と数えました。

5 意見の内容

全般について

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 1 | 全般 | <p>環境基本計画は、改訂され、具体的な目標がなくなって行政側がチョイスする内容だけが都合が良いように記載されることが以前より多くなったと感じます。</p> <p>以前の環境基本計画の評価時には、環境政策課の職員が各担当課から出された取り組み状況を確認し、市民側との考え方と差異がある場合には書き方を修正したりしました。</p> <p>その後、審議会に各担当課を呼んで、審議会委員が実際に行われたことについて、疑問点などを質問して確認しました。</p> <p>審議会の委員の皆様には事業評価の内容等、ほんとうの意味はこれで良いのかどうか、市民が言っている内容は行政にはどう伝わり、実施されているかなど、ぜひ法律や条例、計画と照らし合わせて、これで茅ヶ崎市の自然環境は守れるのかどうか、十分な審議をしてくださるよう、お願いいたします。</p> | <p>環境基本計画の事業評価にあたっては、各担当課が前年度の当初に予定していた主な取り組みについて、その実施状況を照会し、各担当課に環境政策課がヒアリングを行い、実績を確認しています。</p> <p>また、環境審議会（分科会）開催の際は、必要に応じて担当課が同席し、審議会委員からの質問にお答えするなど、十分な議論ができるような会議運営を行っています。</p> |

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--------------------|-------------------------|
| 2 | 全般 | 全体によくまとまっていると思います。 | 今後も分かりやすい内容となるようにまとめます。 |

政策目標 1 自然と人が共生するまち について

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 3 | 全般 | 政策目標 1 の自然環境啓発・保全施策の具体的な活動内容について 再掲載がみられますが、少し整理した方がよいと思われる。また、自然環境庁内会議の主管部署が環境政策課から景観みどり課に変更になり、以前に比べて関係部署間の意見交換・意見共有が十分行なわれているか？心配です。 | どのページから読んでも、当該施策に関する取り組みが分かるよう、複数の施策に紐づく取り組みは、再掲としています。自然環境庁内会議については、設置当初から景観みどり課が主管課となっています。引き続き、関係部局間での情報共有・意見交換等の場として活用できるよう努めます。 |
| 4 | 9 | 政策目標 1/1 行目「生物多様性に対する市民の高まりとともに、」の根拠となる政策指標がない。p16 の施策指標①をココに挿入する必要がある。 | 御指摘の施策指標は、政策目標 1 の実現度合いを測る政策目標としても機能するものと考えますが、計画の構成上、施策指標と政策目標は重複しないかたちで設定しています。 政策指標としての記載はありませんが、施策指標での目標達成に向けた取り組みが、政策目標の達成につながるものと考えます。 |
| 5 | 9 | 政策目標 1/4 行目「絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、」は「生息・生育域」に修正する。ここ以外では全て「生息・生育」に統一している。（通常、植物は生育、動物は生息を用い、生態系の基盤に配慮すれば『生育・生息』の順番が妥当。私見！） | 御意見として、今後の参考とさせていただきます。 |
| 6 | 9 | この目標に記載されている内容は、今回具体的な政策目標の数字が出ていませんが、どんどん後退していると感じます。 住宅地の緑化は進むどころか、人口が増えれば良いという考えの下、南側では大きな保存樹林が廃止され、北側では相続のために農地が宅地化され、急速に失われています。それに対して、何の手も打っていないのが現状です。 特に自然環境に関しては、次の基本方針にある「生物多様性の保全」を守る条例も規則もガイドラインも作成されていません。 (次ページに続く) | 生物多様性を含めたみどりの保全については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の考え方に基づき取り組みを進めていますが、御意見をいただいたように、市民の皆さまの御協力も重要であると考えています。そのため、環境基本計画の政策目標 5 の目標達成に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き市民や企業の皆さまの御理解・御協力のもと、生物多様性に関し取り組みます。 |

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|---|---|
| | | <p>自然環境を担当している景観みどり課は、都市部なので環境基本計画ではなく、都市緑地法によるみどりの基本計画で生物多様性を一緒に担当しています。そして、昨年度議会の答弁で都市部長が生物多様性のガイドラインを作成するつもりはないと言われていました。</p> <p>私は、生物多様性は市民の力を借りなければ施策を推進することはできないと考えます。環境基本計画でどう担保を実質的に取るか、考えてください。</p> | |
| 7 | 10 | <p>参考データにある、自然環境の保全をするためにこの条例があるとしているみどりの基本条例の中の「みどりの保全地区」は、全く指定されていません。現在の茅ヶ崎市では、この仕組みは機能しないと考えます。</p> | <p>御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 8 | 10 | <p>p10 のみどりの保全地区が0ヘクタールであること</p> <p>みどりの保全地区として指定されていた土地が今まであったのかどうか、どのような経緯でゼロになったのか記載がないのでどのような意図で参考データとして報告書に載っているのか、なんらかの説明があってもよいと思います。</p> | <p>みどりの保全地区と指定した地域は、これまでにないため、ゼロ表記としています。</p> <p>表記方法については、今後の検討課題とさせていただきます。</p> |
| 9 | 10 | <p>令和4年実績の事業評価の中で、成果として記載がある「緑のまちづくり基金条例を一部改正し、基金を有効活用できるようにしました。」は、緑のまちづくり基金のほんとうの使い道、豊かな緑地の買い取りにはほとんど利用されず、ほんとうなら普通予算から支出すべき自然環境評価調査のためのコンサルに1800万円余りが使われることになってしまいました。</p> <p>(p12 記載)</p> <p>議会でも、議論がされ、珍しく7人もの議員が反対しましたが、行政がすることに疑問を持たない議員たちの賛成多数で通ってしまったものです。市民としては、こんなことが成果にならないようにしたいと思っています。</p> | <p>反対の御意見もあったことを念頭に、今後の基金運用の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 10 | 10 | <p>課題については、これしかないのですかという感じです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに行谷の湿地は、県の遊水地建設のために重機が入り、あっという間に現状は破壊されました。茅ヶ崎市が遊水地の上部利用はしないと、県に回答をしていたために、湿地環境を保全するために誰が関わるのか、これからの課題となっています。（関連：p22） ・長谷は、壊された部分から移植した希少種の植物さえ、市民が確認することもできず、学校建設は何も進まず、宙に浮いたままで今後どうなるのか、分かりません。また、転売されないことを祈るのみです。 ・平太夫新田は、私たち市民団体が保全作業を実施している場所はわずかです。コアの地域としての全体的な将来像もありません。これから土地は私有地なので、どんどん利用されていくと考えます。 ・赤羽根十三図は、保全管理計画があると担当課は言っていますが、買収した畑については将来像も記載がなく、ほとんど保全作業はされておらず、外来種が繁茂しています。 ・清水谷は、特別緑地保全地区の指定から10年が経って、ナラ枯れで落葉広葉樹のコナラやクヌギが100本単位で伐採を必要とし、伐採後の樹木を持ち出すこともできず、今後の樹林化と林床の保全が課題となっています。 | <p>行谷地区における神奈川県遊水地事業について、市は湿地環境の保全・回復を県に対して求めるとともに、市の上部利用を前提としない湿地環境の保全・回復について、どのような対策・手法があるのか、事業主体である県と調整しています。また、市としても当該地にある指標種、希少種の退避作業を実施しています。今後も引き続き湿地環境の保全・回復について、県と調整するとともに、市としても退避作業などに努めます。</p> <p>長谷については、全域が民有地であることから、御指摘の通り自由な立入はできない状況です。今後とも引き続き、所有者に対し自然環境保全への協力を求めます。</p> <p>平太夫新田（相模川河川敷内市占有地）は、河川敷内に国有地・市有地・民有地が複雑に入り組んだ場所となっています。民有地等に対する自然環境の保全の働きかけについては、他の地域も同様な課題であると認識しています。</p> <p>御指摘いただいた区域については、赤羽根十三図の保全管理計画において、源流・水源涵養林ゾーンとして、現状の樹林・草地環境を維持すると記載しています。引き続き、保全管理計画に基づいた保全管理作業を継続します。</p> <p>清水谷の保全については、林内の状況の変化に合わせ、保全管理計画の改定を含め、様々な取り組みを進めているところです。令和5年度から実施する伐採については、特別緑地保全地区に指定されてから初めての大規模伐採となります。そのため課題も生じてきますが、今後も清水谷に関わる様々な主体の皆さまと意見を交わしながら、より良い環境を目指して取り組みます。</p> |
| 11 | 12 | <p>「茅ヶ崎市のみどりの保全等に関する条例の活用」で、記載がある保存樹林や保存樹木は元々あった制度です。そして、この制度は古くなっており、今の茅ヶ崎市では保全されず、保存樹林も保存樹木もどんどん減っていています。条例ができて、それが活用されてみどりが保全されている点は全くありません。条例を作成する時に市民が提案した歯止めがかかるような制度を設けなかったためです。（関連：p21）</p> | <p>保存樹林・保存樹木については、個人の所有物であることから、所有権を持つ者に対する権利の制限をかけることが難しく、市としても対応に苦慮しているのが現状です。御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|----------|---|---|
| 12 | 12 ほか | <p>保存樹木について</p> <p>19本のうちの一本が伐採されるのを見ましたが、なんらかの「保存」に向けた努力があったのでしょうか。</p> <p>木のある一角を残して開発するように市が歯止めをかけるようなことが無理なら、どんぐりを採取して、市民に育ててもらおうとか、別の場所に枝を挿し木する、さらに動画にとって記録に残す、など大事にする努力をしないと市内の個人所用地内の大きな木はなくなる一方ではないでしょうか。</p> | <p>保存樹木に関しては、個人の所有物であるため、御提案いただいたような取り組みについては、所有者様の御協力が不可欠であると考えますが、保存に向けた今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p> |
| 13 | 13 | <p>生きものの移動経路として重要な2か所（中央公園と大曲橋）をあげているが、大曲橋については隣接の寒川町エリアへの接続経路となることから、連続性の確保のための協議・調整が担保されているのかについての記載を明記すべき。</p> | <p>年次報告書は、報告対象年度に実施した事業を記載するかたちをとっているため、実施事業以外の記載はしていませんでした。内容については、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 14 | 14 | <p>p14/下段から5行目 緑化ガイドラインの作成については否定的な表現があるが、市民活動団体からの意見（資-40）やこれまでの本計画（同時施行された「みどりの基本計画の生物多様性地域戦略」を含む）の管理工程から逸脱している。新型コロナによる影響は全く理由にはならず、持続可能な生態系の管理、継続を貫徹することが重要である。p15の右欄の最下段も同様。</p> | <p>今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 15 | 15 | <p>開発行為に伴う指標種等への対応（ミティゲーションの実施）の記載があります。ミティゲーションの実施状況の資料を請求したところ、きちんとした資料がなかったために今回作成されましたが、それも不十分です。</p> <p>移植後の管理を誰が実施するのかなど、責任の所在がはっきりしないために、多くの時間を費やしてミティゲーションの実施をしたにもかかわらず、管理が不十分で、なくなってしまっているものもあり、何のために実施するのか、理解に苦しみます。これらは、職員だけでは無理なことで、市民の協力が不可欠と思いますが、それがされないためにどんどん開発され、在来種は消えていきます。</p> | <p>ミティゲーションの運用については、市としても様々な課題があると捉えています。</p> <p>市民や企業の皆さまへの協力を求めるためには、民有地への立ち入りや移植用地の選定、作業の安全性の確保等に加え、その後の保全管理をどのように継続していくのかなど様々な課題があると認識しています。</p> <p>いただいた御意見を参考に、改善を試みながら取り組みを進めます。</p> |

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|---|
| 16 | 16 | <p>生物多様性の保全むけた理解の促進について他の部署との連携の記述がないこと</p> <p>小学校で年に一度タゲリ米（黒米）の給食があり、生物多様性の理解の機会となりえると思うが活用されていないのでしょうか。茅ヶ崎動画ライブラリーの啓発用の動画は小中学校の課外授業で活用してもらえるような働きかけはしていないのでしょうか。</p> | <p>複数部署にまたがる連携としては、環境政策課・景観みどり課の共催による講演会の実施、公民館等講座への景観みどり課職員の派遣等を実施しています。</p> <p>茅ヶ崎産のタゲリ米（黒米）は、毎年11月に「古代米ごはん」として学校給食に提供されており、生物多様性と田んぼの関りなどについて、給食ニュース等でお知らせしているほか、生産者をお招きし、直接お話を伺っている学校もあります。</p> <p>ちがさき動画ライブラリーの一部の動画については、教員向け情報通信「環境学習 NEWS」にて紹介しているところですが、今後も機会を捉えて学校への情報発信を行います。</p> |
| 17 | 17 | <p>生物多様性のガイドラインもなく、この情報発信だけで、市民が率先して生物多様性のために外来種を除去したり、自分の敷地から逃がさないようにするとか、在来の自然環境の保全に協力しようということにはならないと思っています。</p> | <p>今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p> |
| 18 | 20 | <p>緑の里親についての記述がないこと</p> <p>p20 基本方針(2)みどりの保全 施策④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進の項に含まれていると考えてよいのでしょうか。</p> <p>「身近なみどりとふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の協力を得ながら維持管理の拡大・普及を図るほか、市民などによる公共施設や道路の緑化活動を支援します。」とあるのは具体的にはどのような支援なのでしょう。</p> <p>緑の里親としてほしいものは次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹下の植栽についての何らかの指針 ・推奨しない園芸植物の指定（在来種を駆逐してしまう可能性のあるもの）。 ・市の委託業者の作業日程の連絡。 ・里親活動共有のプラットフォーム。 <p>（アジサイなどの巨大化しない剪定方法時期など、ほかの人がどうしているのか知りたい）</p> <p>（世話がいらないうらと植えたランタナが暴れてトゲもあり、道路にもはみだし、触ると痛いので、よける自転車が急に車道によって危険だとかの情報が共有したい）</p> | <p>緑の里親制度も「基本方針(2)みどりの保全 施策④」に含まれる取り組みです。</p> <p>市民などによる緑化活動の支援としては、公園愛護会へ清掃用具の貸し出しや花苗を支給し、公園の維持管理等に活用いただいています。</p> <p>街路樹下の植栽について指針はありませんが、交通に支障があるものや怪我をする恐れのある植物を植えることは控えていただき、管理が難しいようであれば、撤去していただくようお願いいたします。</p> <p>市から委託している業者の作業日程については、民間も含め様々な現場の進捗に合わせながら流動的に作業を実施している状況なので、確認したい場合は、公園緑地課まで直接お問い合わせください。</p> <p>現在、緑の里親向けのプラットフォームを開設する予定はありませんので、植物の維持管理方法についての御相談は、公園緑地課まで直接お問い合わせください。必要に応じて、市内の造園業者にも協力要請する機会を設けるなど対応します。</p> |

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 19 | 22 | 書き出し 相模川、小出川、千ノ川、駒寄川の関係性、流域特性等の記載順序の意味が不明。3行あとの「神奈川県と連携を、」は「国と隣接自治体」が抜けている。連続性を確保するためには、各機関の有機的なネットワークが重要である。 | 今後の参考とさせていただきます。 |
| 20 | 22 | 小出川は一級河川で県の管轄ですが、茅ヶ崎市の中を流れています。現在は土手があるために多くの市民が散歩する場所となり、自然環境を感じることができる場所でもあります。 でも、資料 39 に出ている三翠会が危惧しているように、「ナガエツルノゲイトウ」の繁殖がすごく、上流や駒寄川、田んぼに入り込まないように早期の対策が必要だと思います。 また、川の中のプラスチックゴミも多く、海岸に出ない前に除去する必要があると思います。これらは、川の管轄が県だからというのではなく、SDGs を唱えている市が率先して実施するようにすべきと考えます。 | 御指摘のとおり小出川は県管理の河川であることから、特定外来種の繁殖やプラスチックごみについての対応については県が実施主体となります。 市としては、海洋資源を守っていくために必要となる行動について周知啓発に努めるとともに、小出川の管理に関する御意見や御要望をいただいた際は、県に連絡をします。 |

政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち について

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|---|--|
| 21 | 全般 | 政策目標 2、3 の生活環境、資源循環型社会のまちについて 身近な問題であり、具体的な進展と実績データなどがよく整理されて分かりやすいと思います。 | 今後も分かりやすい内容となるようにまとめます。 |
| 22 | 27 | 全般 良好な生活環境要素には一般的に大気、水質、騒音、振動、土壌、景観等があげられる。本ページの政策指標には大気と水質の環境基準達成度をあげているが、両要素の観測地点数が示されていないため、正確な判定とは言えない。観測地点が市内全域を代表しているのか否か等。 また、振動については触れられていない。騒音、航空機騒音、振動の測定は実施しているはずですが？ | 指標の達成度の考え方については、次期計画策定時の課題とさせていただきます。 また、振動の測定は実施していますが、本計画の策定時において、大気、水質と比較して課題が少なかったため、政策指標とはしませんでした。 |

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|---|
| 23 | 32 | 前段 2 行 記載の意図が全く意味不明。施策指標①の環境騒音の観測地点数は何箇所はどこですか？ 国土交通省が実施している全国道路交通センサスでは、ほとんどの主要国道沿道では環境基準を超過していることが常識だと思いますが？ | 市内全域の一般地域（道路に面する地域を除く地域）における環境基準の適合状況（昼間のみ）を把握するため、4 箇年計画で 30 地点の調査を実施しており、令和 4 年度は緑が浜、浜須賀、東海岸南、南湖、浜見平、中島地区内での計 8 地点で測定をしています。なお、自動車交通騒音については別途測定しています。 |

政策目標 3 資源を大切に作る循環型のまち について

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|----------|---|---|
| 24 | 全般 | 政策目標 2、3 の生活環境、資源循環型社会のまちについて 身近な問題であり、具体的な進展と実績データなどがよく整理されて分かりやすいと思います。 | 今後も分かりやすい内容となるようにまとめます。 |
| 25 | 40 | 「4R」の説明不足。 通常的环境白書の「資源循環」では 3R が常識化しているが当市ではリフューズを追加して 4R としている。その特殊性のアピールが全く見られない。資料の用語集に解説されているが、「4R」全体としての解説が必要である。リユース、リサイクル、リデュースの個別説明は不要、削除。 分かりやすい資料とするため、用語集を作成するメリットはあると考えるが、ページめぐりに時間がかかるデメリットもある。そのページ、場所ごとで解決する方法がベターとなることもある。そのため用語集全般を再チェックしてほしい。（後述する「ミティゲーション」については用語集に解説を追加してほしい。） | 本市では、「使い捨て社会」から環境負荷を与えない「循環型社会」へとよりシフトしていくため、全国的に推進されている 3R に“Refuse”を加えた 4 R を推進しています。啓発紙等の中では、マイバッグの持参を呼びかけることなどで「不要なもの・余計なもの」を断ることを市民や事業者の皆さまへ訴え続けているところです。今後もそのような訴えを継続するとともに、実践的なアクションメニューを提示していきたいと考えています。 用語の説明については、記載箇所数や説明内容なども勘案して整理しているため、今後の参考とさせていただきます。 |
| 26 | 40 41 | 「剪定枝のバイオマス発電の焼却灰」について バイオマス発電は、単純に環境保全策に繋がるものではない。二酸化炭素を含む大気汚染物質の排出による環境負荷についてはどのように考えているのか？ 剪定枝の運搬車両からの排出ガスを考慮すれば、現地での自然処分が妥当と考える。 | 草木灰の提供については、ごみの減量化は勿論のこと、リサイクルの見える化を図り、市民や事業者の皆さまの日々の分別活動を後押しするために始めたところです。したがって、CO ₂ の排出などごみ処理施設のデメリットを肯定するものではないと考えています。 |

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|---|--|
| 27 | 41 | 4R 推進事業者行動協定の創出 取組みの終了を結論しているが、早計ではないか？ よりよい取組みの検討は今後も継続が必要と考える。 | 本取り組みについては、各種会議体で議論を重ねた結果、終了としているところです。しかしながら、事業系一般廃棄物が増加傾向にある中で、その減量化は喫緊の課題であり、効率的・効果的な取り組みについて検討を進めていきたいと考えています。 |

政策目標 4 気候変動に対応できるまち について

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 28 | 全般 | 政策目標 4 気候変動について 環境政策課の重要な政策ですが、予算面もあり活動が制約される状況にあり、市公共施設以外の市内データについても環境省など脱炭素ポータルシステムの実績データ集約の遅れがあり、むずかしい点がありますが、できるだけ茅ヶ崎市の実績データなどを次の年次報告書で報告してほしいと思います。 | 数値的な実績は、国や県のデータに基づく推計値であり、また、実績データの集約に概ね2年を要している状況です。 算出の性質上、市ではコントロールできない部分となります。その中で、市域内でこういった取り組みが進んだ結果、こういった実績値につながったのかなど、一定程度相関関係を示すことができれば、成果・効果の可視化につながると認識しているところです。 まずは、年次報告書において取組事項の実績を掲載するとともに、市内の実績データとしての掲載方法を調査研究し、より良い年次報告書を目指します。 |
| 29 | 49 | 再生エネルギーとして太陽光 (p56 も含む) の記載がある。 茅ヶ崎市に転入して10年になるが、転入当初から、各小学校に立派な風力発電用の風車？が目についた。再生エネルギーとしての風力利用についての記載と拡大利用への計画はないのか？ 学校の風車の発電実績について公表してほしい。 現在、太陽光発電はソーラーパネルの劣化、交換、廃棄処分、発電効率の低下等の大問題が噴出していることから、地元の電源開発茅ヶ崎研究所の最先端技術を利用して、市役所屋上への風力発電風車の設置等の施策を展開してほしい。『全市庁舎内の電力をこの風車でまかなう！』ような。 | 各小学校に設置されている設備は、太陽光+風力発電付外灯で、太陽光または風力発電した電気を外灯を点灯させているものになります。発電実績、発電量のデータは、管理できていない状況です。 また、風力の拡大利用に関する計画はありません。 日本の再エネ主力電源化の切り札として考えられているのが、洋上風力発電と認識しています。風力発電は、太陽光発電と違い夜間に発電できることから、コンスタントに電力の供給が期待できます。 一方、暴風時には故障するリスクがあることや初期費用、メンテナンス費が高いこと、さらに、ブレードが回転する際に発生する低周波音により、騒音など周辺環境への影響に注意する必要があると認識しているところです。 地元企業と連携し、庁舎の電力を賄う施策は大変魅力的です。その中で、多角的な視点を持って再生可能エネルギー施策を考えていきます。 |

政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち について

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 30 | 全般 | 政策目標5 環境配慮行動の実践について 各担当部署が進めている様々な施策をこれからは環境政策課（環境条例主管部署）が共有して市民に公開し環境行動の効果的な推進が進むようにしてほしいと思います。 | 今後も、年次報告書の公表等により、各担当部署が進めている取り組みを周知していきます。 |
| 31 | 69 | 右欄のミティゲーションについて（p15 右欄と資-48にも再掲） ミティゲーションとは「環境緩和措置」と言われ、自然環境への悪影響を少しでも軽減するための人為的な措置のことで、完璧に悪影響を回避することは困難である。つまり、ミティゲーションは単独実施することは重要ではなく。事後のモニタリングをセットで実施して、保全措置内容の改善を行うことが重要である。 | ミティゲーションについては、御指摘いただいたように、その後のモニタリングを実施することが重要であると認識しています。 |

用語集 について

| No. | ページ | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|--------------|---|------------------------|
| 32 | 資-49 | 『環境基準』 後段の「公害対策を進めていく上で、」は（旧）公害対策基本法からの引用では？この法律は廃止され、現存しないため、修正が必要。 | 用語の説明としては問題ないと認識しています。 |
| 33 | 資-50 資-51 | 『緩和策』と『適応策』 突然の解説文で意味不明？ 追加の補足説明が必要！ | 今後の参考とさせていただきます。 |
| 34 | 資-51 | 『特定外来生物』 本報告書内に記載されている『アレチウリ』 『アメリカザリガニ』（但し、アメリカザリガニは「条件付き特定外来生物」）が該当することを例示する。 | 次年度報告書において表記を検討します。 |